

栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和3(2021)・4(2022)年度
入札参加資格変更申請の手引き(随時受付)

令和3(2021)年3月30日
栃木県環境森林部森林整備課

1 はじめに

栃木県環境森林部では適正かつ安全な森林整備業務の施工を目的として、最新の情報に基づいた入札参加資格者から指名競争入札における指名選定を行うこととしています。

適正に森林整備業務の指名選定を行うため、「栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和3(2021)・4(2022)年度入札参加資格申請(一斉受付)又は(随時受付)」に伴う提出書類の内容に変更が生じた場合につきましては、変更事由発生日から起算して14日以内に本変更申請を行ってくださいますようお願いいたします。

2 変更申請書類の構成

本申請に必要な提出書類の構成は次のとおりです。

また、変更内容の確認のため、内容に応じた「一般競争入札(指名競争入札)入札参加資格申請記載事項変更届及び登記証明書」、「資格取得証明書」、「安全衛生教育修了証」及び「健康保険証被保険者証」等を添付書類として該当する様式と併せて提出ください。(添付書類は写しによる提出も可能とします。)

なお、「栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和3(2021)・4(2022)年度入札参加資格申請(一斉受付)又は(随時受付)」に伴い既に提出した書類については、添付を省略できるものとします。

(1) 「栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書 記載事項変更申請書」
(様式第4号)

本申請における変更内容を記載するための書類です。

「栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書(様式第1号)」、「技術職員名簿(様式第2-1号)」及び「安全衛生教育修了者名簿(様式第3号)」のうち、申請を行う項目に変更内容を記載してください。

なお、「様式第1号」、「様式第2-1号」及び「様式第3号」以外における変更申請の場合は項目「その他」を用いて記載してください。

(2) 「技術職員名簿(様式第2-1号)」を変更する場合

「技術職員名簿(変更)(様式第2-2号)」に変更内容を記載の上、変更を反映した「技術職員名簿(様式第2-1号)」を併せて提出ください。

また、施工管理能力を有すると認められる資格は別表.1のとおりです。

(3) 「安全衛生教育修了者名簿（様式第3号）」を変更する場合

項目「申請内容」等を用いて変更内容を記載の上、変更を反映した「安全衛生教育修了者名簿（様式第3号）」を提出ください。

なお、作業時に必要とされる2種類の安全衛生教育資格は別表. 2のとおりです。

(4) 提出書類の取下げを行う場合

「栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和3(2021)・4(2022)年度入札参加資格申請（一斉受付）又は（随時受付）」に伴い既に提出した書類を廃業その他の理由により取下げを行う場合は、「栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書 取下げ届（様式第5号）」を提出ください。

3 変更申請書類の作成

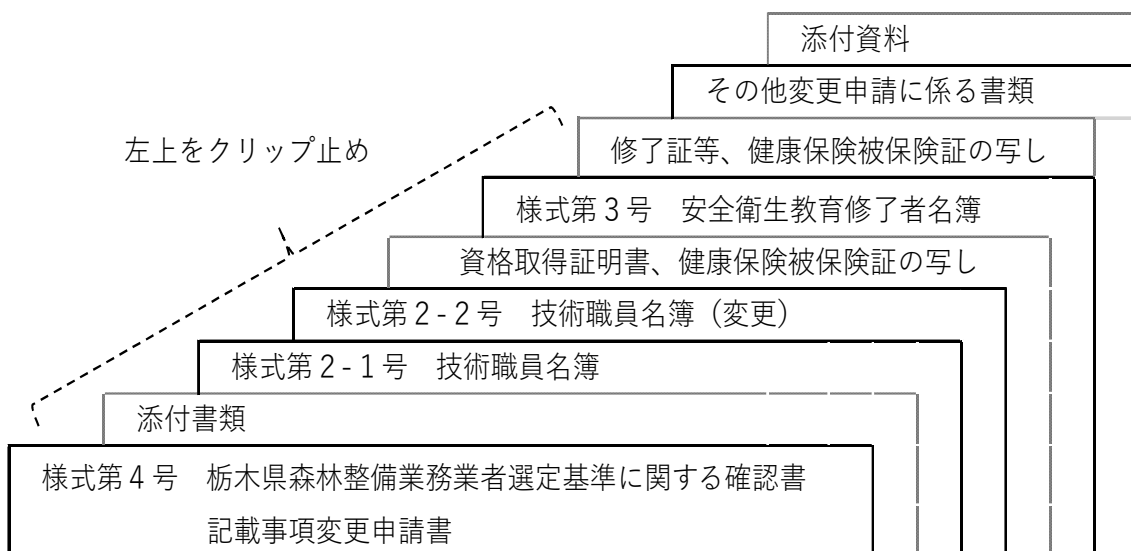
次表のとおり変更内容に応じた各様式を用いて変更申請書類を作成のうえ、提出用と提出者控え用の計2部同一内容のものをご用意ください。また、それぞれの書類は番号順に揃え左上をクリップ留めするとともに、クリアファイル等に入れてまとめてください。

番号	確認書及び添付書類の名称	備考
1	栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書 記載事項変更申請書	別記様式第4号
	添付書類	※1
2	技術職員名簿	別記様式第2-1号
	技術職員名簿（変更）	別記様式第2-2号
	添付書類	
	資格取得証明書等 健康保険被保険者証等	※2
3	安全衛生教育修了者名簿	別記様式第3号
	添付書類	
	安全衛生教育修了証等 健康保険被保険者証等	※2
4	その他	
	添付書類	※1

備考

※1 本変更申請の内容に応じた添付書類を様式と併せて提出ください。

※2 対象資格は別表. 1及び別表. 2を参照してください



4 変更申請結果の公表

変更申請による令和3(2021)・4(2022)年度入札参加資格変更申請結果については、毎月20日（閉庁日の場合はその前日とします。）までに提出された結果を翌月までに栃木県ホームページにおいて公表予定です。なお、公表様式は別表.3「栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧」によるものとします。

5 確認書の提出

(1) 受付期間（県の閉庁日を除きます。）

令和3(2021)年4月1日（木）から令和5(2023)年2月17日（金）まで

(2) 提出方法

直接持参のほか、郵送による提出が可能です。

県の閉庁日等がありますので、直接持参の場合は事前に来庁予定をご相談ください。郵送の場合は書類の到達が確認できる方法（特定記録、簡易書留、レターパックのいずれか）により発送ください。また、提出者控え用の1部につきましては受付手続き後に返送となりますので、返送用封筒及び切手の同封をお願いします。

(2) 宛先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市1-1-20

栃木県 環境森林部 森林整備課 技術調整担当

（直接持参の場合は栃木県庁本館10階北側（10D）にご来課ください。）

6 問い合わせ先

栃木県 環境森林部 森林整備課 技術調整担当

電話番号 : 028-623-2811

ファックス番号 : 028-623-3289

担当者 : 角田（電子メールアドレス : sumidak01@pref.tochigi.lg.jp）

別表. 1 技術職員名簿の対象資格

「技術職員名簿」に掲載するため、施工管理能力を有すると認められる対象資格及び資格認定機関等は、次表のとおりです。

番号	対象資格	資格認定機関等
1	技術士(森林部門のみ)	文部科学省
2	林業普及指導員	林野庁 (農林水産省)
3	林業専門技術員	
4	林業技士	(一社)日本森林技術協会
5	基幹作業士	栃木県 ※2
6	林業技能作業士	
7	林業作業士	栃木県 ※1
8	森林整備監理技術者	栃木県 ※2
9	フォレストワーカー (林業作業士)	林野庁 (農林水産省)
10	フォレストリーダー (現場管理責任者)	
11	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	
12	森林施業プランナー	森林施業プランナー協会

備考

※1 「林業カレッジ研修」により認定される資格です。なお、令和2(2020)年度以前に開催された林業技術研修事業に基づき認定された「林業作業士」資格についても、本資格に含むものとします。

※2 令和2(2020)年度以前に開催されていた「基幹林業作業士(林業技能作業士)育成研修」及び「森林整備監理技術研修」により認定された資格です。「技術職員」対象資格となりますが、新規認定を目的とした研修は現在開催されておりません。

別表. 2 安全衛生教育修了者名簿の対象資格

「安全衛生教育修了者名簿」名簿に掲載するための、作業時に必要とされる安全衛生教育の対象資格及び根拠となる法令通達は次表のとおりです。

対象資格	根拠となる法令通達
チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育	「労働安全衛生規則」第 36 条第 8 号 ※ (昭和 47 年労働省令第 32 号)
刈払機取扱い作業に対する安全衛生教育	「刈払機取扱い作業に対する安全衛生教育について」 (平成 12 年 2 月 16 日付け基発第 66 号)

備考

※ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成 31 年 2 月 12 日付け厚生労働省令第 11 号)により、令和 2 (2020) 年 8 月 1 日から同条の改正規定が施行されました。

「安全衛生教育修了者名簿」に掲載するためには、改正後の「労働安全衛生規則」第 36 条第 8 号に相当する安全衛生教育修了証等の添付が必要となりますので、ご注意ください。

別表3. 栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧

栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧

令和 ()年 月 日

番号	商号又は名称	代表者職名 代表者氏名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			